

国民年金

ねんきん

難しそうでややこしそうで、わかりづらいと思われがち
な年金制度。でも、20歳以上の国民みんなが加入する大
切な制度です。ですから、一人でも多くの方に知ってい
ただけよう、年4回に分けて、しくみなどをご紹介します
ています。

年末調整や確定申告
には社会保険料控除
証明書を！

社会保険料控除に証明書が必
要です

国民年金保険料は、納付した
全額が所得税・市町村民税等の
社会保険料控除の対象となりま
す。確定申告する場合は、今年
一年間に納付（見込みを含む）
した国民年金保険料を証明する
書類の添付等が必要です。

『社会保険料（国民年金保険
料）控除証明書』（はがき）が、
社会保険庁から毎年十一月初旬
に送付されています。十月三日
以降に本年初めて保険料を納付
している方は、翌年二月初旬に
同様の証明書が送付されます。
確定申告の際には必ずこの証明
書や領収書を添付してください。
ご家庭の保険料も納めている方
は、ご自身の額に合算して申告
してください。

ご不明の点は、この証明書に
記載されている連絡先にお問い
合わせください。

扶養親族等申告書の
提出をお忘れなく

扶養親族等申告書は、毎年十
月下旬に社会保険業務センター
から、対象となる年金受給者に
送付されますので、必要事項を
記入の上、速やかに返送して
ください。

また、扶養親族等申告書が届
かない場合や無くしてしまった
場合などには、お近くの社会保
険事務所または「年金ダイヤル」
〇五七〇・〇七・一一六五にお
問い合わせ

この申告
書は、所得税
の控除を受
けるための
大切な届書
です。申告書
が提出され
ないと、控除申告が扱われませ
ないので、忘れずに提出してく
ださい。



介護保険料の特別徴
収（天引き）について

介護保険料は介護保険制度の
運営主体である市町村によつて
決定されていますが、個人が保
険料を納めに行く負担や市町村
の徴収負担を軽減するため、次
に該当する方については年金か
ら天引き（特別徴収）する仕組

みがとられています。
*特別徴収の対象となる方は：
年金を受けられている六十五
歳以上の方で、年金額が十八万
円以上の方です。

なお、次の方は納付書等によ
り直接市町村に納めていただく
こととなります。
・ 公的年金担保融資を受けられ
ている方
・ 現況届の提出の遅れなどによ
り年金が一時差し止めとなつた
方など

「安心」は国民年金に
加入することから

公的年金制度は社会全体で老
後を支える仕組み

現役時代から老後までの長時
間には、予測不可能なことがい
ろいろあります。

国民年金などの公的年金は、
誰にとつてもやがて訪れる老後
の生活保障の不確定要因を解消
する第一の方法です。長寿は喜
ばしいことですが、長い老後生
活の保障を、自分の子どもに頼
るだけでは万全とはいえません。
貯蓄などで備えることも大切で
すが、将来の社会経済がどうな
っているのか、どれくらい備

えが必要かは、誰にもわかりま
せん。

このような老後を、社会全体
で支える仕組みが国民年金など
の公的年金制度です。しかも、
国民年金は老後だけではなく、
病気やケガで障害が残り、働け
なくなつたときの障害年金や、
万が一亡くなられたときの遺族
（子どもがいる場合）保障もあ
ります。



高齢者世帯の年間所得の約七
割が公的年金・恩給

国民生活基礎調査によれば、
高齢者世帯の年間所得は二百六
十九万一千円で、そのうち「公
的年金・恩給」が二百六万円、
「送り等」が十二万四千円と
なっており、「公的年金・恩給」が
所得の約七割を占めています。

また、公的年金・恩給を受給
している高齢者世帯の中で、「公
的年金・恩給の総所得に占める
割合が一〇〇パーセントの世

	納付額 (1カ月分)	将来年金額 への反映割合
1 / 4 納付	3,470円	3 / 6
半額納付	6,930円	4 / 6
3 / 4 納付	10,400円	5 / 6

審査・決定は前年の所得を確認して行います。そのため、審査結果をお知らせするまでに時間がかかることをご了承ください。審査結果は社会保険事務局よりハガキでお知らせしています。

一部納付制度は、経済的理由により一時的に国民年金保険料を納付することができない方が、申請することによって保険料の一部を免除される制度です。そのため、保険料の全額が免除になる全額免除とは異なり、保険料の一部納付が必要です。

一部納付制度（一部免除）を承認された方々へのお知らせ

「帯」は六二・六パーセントとなっており、高齢者の生活を担う公的年金の役割はますます高まっています。
今と老後の「安心」は、国民年金に加入し、保険料を納付することから始まります。

《国民年金の口座振替って？》

- ・国民年金には、現金納付以外に口座振替制度があります。
- ・納め忘れもなく、毎月金融機関に行く手間も省けて大変便利です。
- ・お申し込み方法も簡単です！（注1）
- ・さらに！口座振替制度にはお得な割引制度もあります。

《割引がある制度って？》

- ・前納制度、早割制度の2つです。
- ・早割制度は当月分を当月末に振替することによって、各月50円割引になる制度です。
- ・前納制度は一定期間の保険料をまとめて振替することによって最大3,490円（注2）割引になる制度です。

（注1）振替希望月の前月上旬までに「納付書」「通帳」「通帳印」を持参のうえ、お近くの社会保険事務局または各金融機関までお申し込みください。

（注2）平成18年度の1年前納割引額です。お申し込み時期により割引額は異なります。

Q&Aコーナー

Q 私の周りに、国民年金保険料の納付をしていない人がおり、不公平に感じています。税金のように差し押さえはしないのでしょうか？

A 国民年金の保険料は自主的に納付していただくことが前提となっており、納め忘れがある方には催告状の送付や電話でののご案内、ご自宅への訪問などにより納付督促を行っています。

しかし、度重なる納付督促にも応じず、保険料を長期間にわたり納付していない方には最終催告を行います。この催告においても納付しない、または、納付の意思がない場合には、保険料の督促・財産の差し押さえ（滞納処分）を行います。

50歳になったら年金見込額を確認することができます

- ①電話で申し込む場合
苫小牧社会保険事務所 ☎0144-36-6131
- ②インターネットを利用して申し込む場合
次のホームページをご覧ください。
社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>

申し込みは、照会対象者本人に限られます。
個人情報保護の観点から、本人確認を厳正に行ったうえで受け付けをします。
年金見込み額試算の結果は後日郵送で回答いたします。
50歳未満の方は、「年金額簡易試算」をご利用ください。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは

役場町民課 国民年金係
☎27-2321（内線234）

または

苫小牧社会保険事務所
年金電話相談センター
☎0144-36-1165 へ

社会保険庁『ねんきんダイヤル』をご利用ください！

年金請求などの相談 ☎0570-05-1165
年金を受けている方の相談 ☎0570-07-1165
受付時間 AM8:30~PM5:00
（土・日・祝日はご利用になれません）